２　空中写真の撮影計画は、撮影を行う区域ごとに、地形の状況や地籍図根点等の配置状況等を考慮して作成するものとする。

３　空中写真撮影は、原則として、気象条件が良好で、かつ、撮影に適した時期に行うものとする。

４　空中写真の地上画素寸法は、筆界の調査に当たつて必要となる地形、地物その他の特徴点を明瞭に判読することができるよう適切に設定するものとする。

第八十条　削除

（空中写真等を用いた基礎資料の作成）

第八十一条の二　空中写真測量においては、地目の調査及び筆界案の作成の基礎となる資料（以下「基礎資料」という。）を、空中写真及び空中三角測量の成果を用いて作成するものとする。

第三目　航空レーザ測量

（航空レーザ計測）

第八十一条の三　航空レーザ計測は、計測に必要な装備を有し、所定の高度で安定飛行を行うことができる航空機又は無人航空機を用いて行うものとする。

２　航空レーザ計測の計画は、計測を行う区域ごとに、地形の状況や地籍図根点等の配置状況等を考慮して作成するものとする。

３　航空レーザ計測は、原則として、気象条件が良好で、かつ、計測に適した時期に行うものとする。

４　航空レーザ計測の点密度は、筆界の調査に当たつて必要となる地形、地物その他の特徴点を明瞭に判読することができるよう適切に設定するものとする。

（航空レーザ計測データの解析）

第八十一条の四　計測範囲における地表面及び地物の形状を示す三次元の座標値データは、航空レーザ計測データを解析し、作成するものとする。

（三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成）

第八十一条の五　航空レーザ測量においては、基礎資料を、前条の規定により作成した三次元の座標値データを用いて作成するものとする。

第四目　既存資料の収集及び解析

（既存資料の収集）

第八十一条の六　調査地域について、既存の空中写真又は航空レーザ測量の成果が存在する場合には、当該資料の収集に努めるものとする。

（既存の空中写真の活用）

第八十一条の七　航測法による地籍測量においては、既存の空中写真を活用することができるものとする。

２　既存の空中写真を用いて空中三角測量を行う場合には、調整及び座標計算は、解析法によるものとする。

２　前項の空中写真撮影を終えた後、引き伸ばした空中写真を用いる現地確認により、対空標識の確認を行うものとする。

（新設）

（新設）

（標定点測量）

第八十条　第四十三条第二項、第四十五条、第四十九条及び第五十二条の規定は、標定点測量を行う場合について準用する。

２　前項の測量の結果は、標定点網図及び標定点成果簿に取りまとめるものとする。

（新設）